

初診料の評価の変遷

中医協 診 - 2
20 . 6 . 4



診療所

平成4年	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
甲表208点 乙表205点	甲乙統一 221点	270点	270点	270点	270点	274点	270点	270点
甲表198点 乙表195点	甲乙統一 208点	250点	250点	250点	250点	255点	270点	270点



病院

病診統一

再診料・外来管理加算の評価の変遷

診療所

病院

窓口負担

主な変更点

通減制の導入（平成15年に廃止）

	平成4年	平成5年	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	
診療所	再診時基本診療料	甲表 55点 乙表 53点	甲乙統一 55点	再診料 61点	再診料 70点	再診料 74点	再診料 74点	再診料 81点 74点 37点	再診料 73点	再診料 71点	再診料 71点
	外来管理加算	42点	42点	42点	42点	42点	42点	52点	52点	52点	52点
病院	再診時基本診療料	甲表 45点 乙表 43点	甲乙統一 45点	再診料 50点	再診料 59点	再診料 59点	再診料 59点	再診料 58点	再診料 58点	再診料 57点	再診料 60点
	外来管理加算	42点	42点	42点	42点	42点	42点	52点	52点	52点	52点
						200床未満	200床以上				
					特定機能病院診療料 90点						

昭和59年～1割負担

平成9年～2割負担

平成15年～3割負担

外来管理加算を新設した。

一部の検査・処置を包括し、9点増点
血液比重測定、末梢血液像及び骨髄像における特殊染色等について、基本診療料に含まれるものとして包括した。

再診料について、特定機能病院とその他の病院での評価を設けた。

一部の検査・処置を包括し、11点増点
尿検査、糞便検査、血液形態・機能検査、処置のうち、病院機能に比べて簡単な項目について、基本診療料に含まれるものとして、外来診療料を新設した。

ヘモグロビンA_{1c}検査等について包括外とし、2点減点

一部の簡単とされた処置を包括したが診療所の点数は据え置きとした。病院については点数格差是正を進めるべきとの指摘を踏まえ3点増点した。
点耳、点眼、100平方センチメートル以内の皮膚科軟膏処置等について、基本診療料に含まれるものとして包括した。